

# 墨田区消費者ニュース

平成30年10月発行 第143号

【編集・発行】すみだ消費者センター  
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)  
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



## 災害関連のサギに注意してください！

この夏の西日本豪雨や台風21号、そして北海道胆振(いぶり)東部地震で被災された方に心よりお見舞い申し上げます。大規模災害が発生しますと、災害に便乗した悪質商法に遭うことがあります。不審な訪問や電話を受けた場合は、はっきり断るとともに、消費者センターへご相談ください。【相談専用電話：5608-1773】

Q：区の職員を名のり、災害義援金を集めているとの訪問を受けたが、信用できるか。

A：行政機関が義援金を戸別訪問により募ることはありません。はっきり断りましょう。

Q：携帯電話に義援金の申込みについてのメールが届いた。「受付ありがとうございます」とあるが、どう対応すればよいか。

A：義援金を募集している団体等の活動状況や指定されている振込先がその団体の口座であるかも確認しましょう。

Q：被災地に物資を送りたいとの趣旨で訪問買取り（訪問購入）の電話があり、断ったのに押しかけてきた。どうすればよいか。

A：依頼していないのに、訪問購入に係る勧誘を行うことは、特定商取引法で禁止されています。購入業者を家に上げないようにしてください。

サギ注意

くらしフェスタ SUMIDA  
～すみだ消費生活展 2018～

### 消費者講座

「セカンドライフと生命保険」

11月22日(木)午後2時～3時半

会場 すみだ女性センター

対象 区内在住・在勤・在学者

申込 11月2日(金)午前9時から

電話 5608-1516まで

すみだリバーサイドホール(墨田区役所)

10月27日(土) 午後1時～4時

10月28日(日) 午前10時～午後3時

(入場は各日ともに終了30分前まで)

☆福引スタンプラリークイズ

☆落語出前寄席など

★消費生活相談もあります！



## 消費者センター相談窓口から

**無料耐震診断に応じたら、高額な耐震工事契約を結んでしまった!!**  
～クーリング・オフができる場合があります～

### 【相談事例】

「地域住民を対象とした無料耐震診断を実施する。」というチラシがポストに入っていた。築50年の自宅の耐震性が気になっていたので電話したら、事業者が自宅に訪問することになった。無料耐震診断を受けたら、「震度7の地震で自宅は歪む。自治体の補助金が80万円支給される。」などと言われ、8日前に200万円の耐震工事の契約をしてしまった。

娘が自治体に問い合わせたら、この業者は登録を受けておらず自治体の補助は受けられないと言われた。不信なので契約を解除したい。

### 【アドバイス】

「無料診断」「無料点検」などを口実に訪問し、点検等の後に消費者の不安をあおり契約させる手口です。業者を安易に家の中に入れないようにしましょう。勧誘時に補助金や保険金が下りるなどと事実ではない説明を受ける場合もありますが、業者の説明をうのみにせず担当部署に確認しましょう。その場で契約せず、必要なければきっぱりと断ることが大切です。

相談者は無料耐震診断を受けるため、訪問を依頼しました。ところが、事業者から勧誘され自宅で耐震工事の契約をしたので特定商取引法の訪問販売に該当し、クーリング・オフにより契約を解除することができます。

今回は、消費者センターの助言でクーリング・オフすることができました。

## すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**  
— まずは電話でご相談ください —

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間……午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線  
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

